

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p>{<input checked="" type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p><input type="checkbox"/>平成 年 月 日から <input type="checkbox"/>平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/>令和 の割合による金員</p> <p>{<input type="checkbox"/>上記金額に対する <input type="checkbox"/>上記金額の内金 円に対する }</p> <p>{<input type="checkbox"/>平成 <input type="checkbox"/>令和 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/>訴状送達の日翌日 } から支払済みまで</p> <p style="text-align: center;">年3% の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/>及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点 (請求の原因)</p>	<p>原告は平成29年(2017年)1月より、オクラ、レンコン、山芋、納豆などのいわゆるネバネバ食品中の粘質物を「ムチン」と呼ぶ「明治百五十年の大過」の訂正に取り組んできたが(甲1)、そのきっかけをつくったのは原告の長年のクライアントである茨城県水戸市在住の看護師、中西京子さんのサトイモ研究である(甲2)。</p> <p>ムチン(mucin)とは元来、動物性の成分を指す医学・生理学用語である。しかし、21世紀に入り、健康増進や食育が国策化し、その中でも「日本らしさ」を象徴するネバネバ食材の効果・効能が喧伝され、同成分が植物や発酵食品に含まれるとする誤情報が国内で爆発的に拡散した。また、それに便乗した医薬品・医療機器等の詐欺的商法も蔓延った。この「ムチン騒乱」はひとえに訂正報道を恐れる「メディアの失敗」に帰せられる。</p> <p>被告は、英語を初めとする諸外国語に関する辞書類の編纂で知られる。被告の英和辞典は、アメリカのウェブスターを底本とした。被告は「英:mucilage」「英:mucus」の2語に同じ語釈「粘液」を与えたが、動物の粘質物は後者、植物のは前者で使い分けるよう推奨した(甲3)。しかし、戦後の英語学習ブームで市場を席卷した、オックスフォード英和辞典の日本語版とも称された『岩波英和辞典』に右倣えした。つまり、2語の語釈はいずれも「(動植物の)粘液」である。ムチンの語源は「英:mucus」であったがため、補説の「(動植物の)」のせいで、「ムチンとは動植物に共通する成分である」との多くの誤解が生じた。実際、被告が昭和34年(1959年)に刊行した、主にメディア関係者向けの『外来語小辞典』は、ムチンを「粘液素(動植物の粘液の主成分)」と語釈した(甲4)。その後、これを拠り所に、様々なカタカナ語辞典がつけられた。原告は被告にこの事実を伝えたが、放置した(甲5)。そのため、日本医学会、(公社)日本化学会、(公社)日本生化学会などの学術団体への対応が遅れ、訂正業務が妨げられた。よって、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権を行使し、原告所定の月額基本料金1か月分に相当する金5万円を請求する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1:「明治百五十年の大過」の訂正について 甲2:看護師 中西京子さんのサトイモ研究 甲3:国立国会図書館「レファレンス協同データベース」(2018年2月7日) 甲4:『外来語小辞典(1959年)』の項目「ムチン」 甲5:被告の編集部からのメール(2017年9月19日)</p>